

KODAK Gray Scale

C Y M

Kodak
LICENSED PRODUCT



10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 JAPAN 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 3

8 9 10

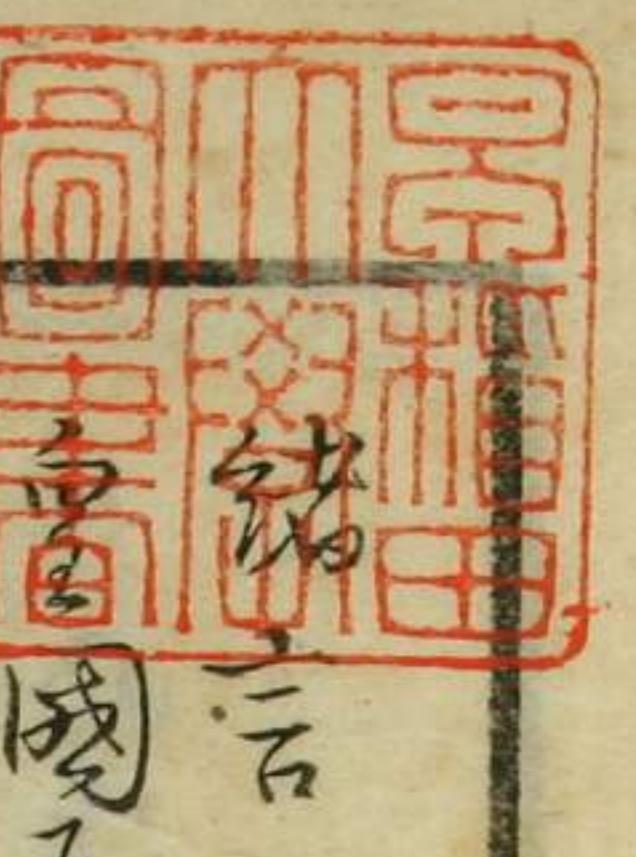
目賀田守薦著

ワ保門
號卷
2483

官位百敷草

東京

玉巖堂藏



國子官位と並び一も

推古天皇の十二年甲子年起り大化元年ハ舊
百友を始大寶元年又友位職名を定らる
云は職原抄模ひゆ一よりて云々職の事大今難
義或問私記す、往々ありて猶すよ詮すよ詮す
詮すよ詮す志重く其門に入り重宝す昇り
師の口傳せゆされす重宝錢譯すと能むれ
えうよ友位乃名のゆくその殘業と幼る人々

かよひいとをむすき事わらもやあよ初学童蒙
せよめよ諸御一坐と名はけく官位と
志き草とりふ是又諸國学い乃は棧とも
なむと田てゐるね事

明治二乙巳年秋

同架四守謹

達法

官職俗談

一官と云ひ役の事也一役とくよ各々役所あり登と
右大内裏の時禁裡御所の廻りよ役所あり今へま
一名御内と申す旨へ對する重臣連も官へ立と雖
一職と云ひ役の事也是の役所なり
但大膳職 修理職 皇宮職 他の職の字付され
ども後所をと
一位と云ひ諸役人禁中より列座する時の坐定みの上り
下りの次第に何役の次第何役坐す官主典の四

官職くわんしょくを四分よいかぶと云事ことあり長官ながくわん次官じくわん判官ばんくわん主典しゅてんの四つ
なり長官と云へ頭かしらに次官と云へ次の助すけけに次の手て傳つたひ
をする。判官と云へ其後きご目の肝煎きもせんにて諸事しよじの吟味ぎんみをす
役わくの主典しゅてんと云いふ祐筆ゆひつ其役わくを付つする書物しおものを書き日記にづきを付つる役わく

一相當さうとうと云いふ重かさき官くわんの位すも重かさ一輕あき官くわんの位すも輕あし
官くわんと位す同じ程ほどのよ釣合つりあひひくるを云いふ

一昇進しょうしんと云いふ役わくを以もつて段だん上の官位くわんすを進すすむ登のぼる

を云いふ

官くわん職しょく合あわせ替かわ替かわ

一任えんすと云いふ官くわんを行はせ付はらはすと云いふ轉任てんにん遷任せんにんと云いふ
役わく替かわの事ことへ取とり入いりて取とり出だす役わく替かわの事こと
一補ほらると云いふ職くわんを仰あおはらうと云いふ

一叙しゆすと云いふ位すを仰あおはらうと云いふ

一越階こしと云いふ位すを順じゆ上じようへ昇のらべ一段だん越こいて上じよう

の位すを昇のるを云いふ

一勅授せきじゆと云いふ天子てんしより直ただに役わくを付はらはす

一判授ばんじゆと云いふ頭かしらの料簡りょうげんにて支配しはい下げへ役わく義ぎを付はらはす

を云いふ

一 権官と云ひ何役幾人と人數定まる外は假よ人數を

増すを云 檇大納言 檇大輔を云

文官と云ひ太刀をもかる役 文道の役

一 武官と云ひ太刀をもくる武道の役

一 禿官と云ひ一人まで二役も三役も勤むと云ふ

一 職掌と云ひ諸人の勤方がなく職掌と書いてつゝざるを云

一 被官と云ひ外の役人下役も咸く支配を受

むを云

一 被接官と云ひ下役と云ふべからず外の役人は付隨つて支配を受けるを云

一 流内の官と云ひ一役の内にて位有役人を云

一 流外の官と云ひ一役の内にて無役人を云

一 令外官と云ひ文武天皇の御代大宝元年正一位太政大臣藤原不比等より被仰付て令と云書を作らせるる令と天下より仰渡さる法度書なり其令のうちより官位令職貞令として二通りに官位の事を書れり其職貞令より裁らきと。官乃

外後より新規より増益する官を官外の官と云ふ
職員令の外の官と云事

一百敷とも禁裏を云ふ百官の座を表す有て百敷
と云ふ百の枚多きと云謂ふ

一諸官の始へ日本紀を始りて續日本記、日本後記、統
日本後記、三代實錄、文德實錄、顯國史は本
逸史代との記録を見よ

一諸官の掌より、令の職員令、延喜式も見る

卷一

一諸官の任道の次第も公卿補任類役、三代官職秘抄
官職便覽職原抄、百寮訓要抄、と見えり

一位の相當の次第を令の官佐令を見えり

一令外の官の三代格代との記録も考之

一従五位下より内外あり氏の尊卑内位の叙ト氏
の輕きの外位の叙と

一叙位の事

一除目の事

一任大臣筋會の事

一文官と云ひ文道の官とし書の政事より拘る役
一武官と云ひ武道の官より非書の逆亂を鎮めん
為より備査と官と文官の人と劍を掌はず武
官の役人も袖を帶へ或ひ弓箭を持て

一官と云ひ職と云ひ皆はうへくふ役義を以て其
役人の着座の上下乃定メ

一官より進むと任すと云職を授ふるに補ふるを云
位より進むを云叙すと云

一役所ある官を官と云役所を官を職と以ふ又

大膳職修理職、皇宮職など役所あるを職と云
此外大方へ先役所を官と職と心得ヘー

一相當と云其官と其位と相應にて高下をきと相当
と云ふ

一撫で諸官と長官次官、判官、史官あり、長官と云
を其内の頭とて撫奉行と次官と云ひ長官の手代り
とて長官の助けとて別て骨を折り儲事せ話をして事と
其官の内りて別て骨を折り儲事せ話をして事と
判斷する役と史官い其官の書役とて供すと云記

し従々其役義付する記録を司り役之其官より依く文字の替れども皆此四品乃勅方を何きよもと此四品を四分と云ふ

一權官と云事官主の其官の勤方事重く定まる人數斗りハ役人そらぬ故人數を増多するを權官と云ふ權大納言權政援助をうちむと權の稱也勿ちは主のおりてくはく事内あるものハ物の種類を整まによりて名づくる物より一定格外のものも諸官の勤方乃事繁きと事あらざる城主がす

事事主より權官を置くと定メの人数を正官と云
増人み人數を權官と云

一職原抄と北畠大納言准后親房卿の述作より
神道よりかく王道の原と無禮あつてえども書ふ
書ふあらぞ謹慎尊崇」てえどもまく夫官位と云
事人の卑ひをつけ号と官と云ハ別級目と位と
云の位の位とまく内宮の高下と定むとよし是禮の基となるて臣を撰ミ官を授け臣へとお給をもつて官を受けるが今武家一選をとすと見

まくへ官を別級目に位ケルい面ツモリを取る所の座位ザイと早先職原シロハラと云ひ臣下シムカより高下タガフにて仕ふの仕ハシ候ハシム。誠トキよ政事サムライの事モノの事モノを文官ムニカンを左シナよ武官ムクカンを右ウチよ
まよは軍備ジンビを元ハラめて文タメを左シナよ武ムクを右ウチよ
事モノ古事コトハシ定スル事モノ故ハシマツ知ル事モノ文タメを陽ヒルよ武ムクを陰ヒル
く陰陽ヒンヨウ偏ハシマツされど律法リョクボウ天アメ一ヒツ地チ候ハシム
是シテ自リ尊卑スンビ列ハシマツ變ハシム

官職之始

武家職原シロハラと云書有シテ

天照太神粟稗麥豆ヒエを以て陸田種リュウドウ稻イネを以て
水田種ミズドウ。依マサニて天邑君アメノヒコを定スル。日本記ニホンシよ
見ミム。是シテ官職ムニカンを置ハシマツ。始スル天邑君アメノヒコを五
穀ミツコトを司ハシム。官ムニ後世庄官ミサシカンの類ヒカラ。其ヒ

一神祇官

毎仁帝二十五年二月始スルて此官ムニを置ハシム

是シテ天下アメノミコトの大小シナニの神祇ムニを祭ハシム。勸請ハシム。總ハシマツて神事ムニモノ
を執行ハシム。所ムニ内裏ミツコト辰巳ミツコト當ハシマツ。建ハシム。法ハシム

神を天津神、祇を地祇、神之官と神祇の役人
掌合ふ所の役所を云々我國ハ神國也
天照大神より 皇統迄々云々 神國も云々
因て專ら神祇を掌故し奉る所よ官の次事を
叙するも神祇を第一とて諸官の上より
叙すなり

諸官の上より神祇官と置き是神國の風俗と
如く云々

伯一人相當從四位下

相當より官と位つて會す云々

一人より此役人一人にて勤む
是神祇伯也 凡何生の官も神と云ひ其役所の役人
の内より頭を神と云ふ

此神祇伯の役は神祇の祭の事 祝部称宜名數
帳の事 神の御領分の事又天下の神祇と付くる
事ハ總く皆爰にて支配す事也

大副 相當從五位下

是神祇大副之 副の組頭と云ふ同一

小副 相當從六位上

是神祇少剛く大副小副せよすけこもげ云ひ神の
助け事にてうるの手代ハセタケ役人ハセタケとまんまげ司る
役同をうて同ハセタケ役大副ハセタケいたよと従少副へ
せよしハセタケひは是より摺て諸官ハセタケつすけそよ
准ハセタケて知るハセタケ

誰不希望人

右ゼ
ノリコトビト
大
相當從六位上
同
從六位下

是神社大祐神祇少祐之擇也。其事甚多。而其人
又與人不同。而其官內一切の事を知る者。一官の世話。
彼之神祇の供ひを以て。清心と別て。脣舌折役と
彼之神祇の供ひを以て。清心と別て。脣舌折役と

吟味役之

叔此祐の字をせうと傳ひて云ふと祐を是了
准く知る
史
大
小
是神祇大史神祇少史ニ括てさざりんと云者ハ一官内
仕き^テ仕^テ考^ス神祇の傳^スト傳^ス者
なう何^テ生^スのまぐりんをそよ准^クと知る
一大政官
孝德帝大化五年始て百官を置
大政官ハ諸官の總司^ト大ひするまゝと官へ大臣
以下の役人集りより役所を官と云ふ

是天下の評定所也善思を此官舍了執行ふ
慶

慶

大政大臣 相當正一位 今武家より大老の如

ホイヨリトオホラキニ

長官大政大臣の職を何を司るゝと云事もれく天
子乃清師近づけを教へましに聖人の道を以てす
なり天下の人の教禮もも行跡も天子の御身持
行跡も正矣もしく大政大臣乃職こまゆく重き官職
を主左大臣の人も天下の稀有なる大政大臣の官を立
者を主つて其官に任せる人を稀之また事より別闇

ミサノ別闇の官と云ふ重き事也

左大臣 長官 相當正從二位 今武家の老中の如

ヒタチオホヒマウナキニ
大政官中の事は此左大臣の执行ふをめぐらむ
一つの上より大政大臣の名よりすりて後日なまく
皆左大臣の勅をもとめ左大臣にて攝政り閣白をもとめ
時も左大臣の勅を事も此次右大臣よ傳る

右大臣 相當左大臣より同ト右より同ト

勤役目左大臣と同車之左大臣攝政閣の時も大政
官の勤を此古大臣の請取て勤を攝政や閣の天下

の事より障をすき大政官の勤を右大臣より讓る
大政大臣より是を三公と云ふ

内大臣も大藏冠鎌足公始より任せられり然までも是へお
よまし今其例よりして其後宝亀八年正月藤原良繼
左大臣内大臣より任一右大臣の下より置れりより今乃内
大臣へ始まリ前よりは通て大政大臣も亦まく友を
おふ任下り所以を聞てもゆく是ちの如物あり
左大臣右大臣内大臣を三公と事よりす
此大政をして三大臣へがまなす

攝政　關白　走ち官と不や職とやひ先攝政より
天皇御幼サニ又女帝の時乞をりのとて別有の三公
の内へ仰付シ

摂政より政をすだまうと心して

天皇より窺ひ乍ら其は天下の所仕置ナ付る事より
かくすまきをすみ凡

天皇十五年よりなむせ詔を乃事より十五年よりせ
まふ耐も立年立政を聞一サモ志高攝政を止く閑而
よなむよこ是を辟復の奏よりすと算向

あづのをやもくら心とて天下の政を先闇白彰りてお
天皇より上す事みて揆政や園を一座乃宣下とて
來一よ裏坐つて御宣下あり故よ一人もそこの
國家外れがるも一へりや可と天子の法事によつてねの人
群衆を一人も本の事にて候の事や候もひて
同室より漢拂と名が心浮きつゝ又大閤より
はよ息闐白を捺候と対すも皆家主、禪閣とす
一親王とハ天子の御兄弟并皇子、皇女、親王の宣を
尋り、おもむかす

姫宮は親王室下より内親王とやく皇子乃出亦一
きつて親王室下有ると法執事と云ふ
一儀同三司とやい准大臣の事と大臣とぞそらすと云ふと
内大臣の下大納言より上より若坐としと係同三司と云ふと
して儀同三司とやく准度とく官とあつては後同
二司の始と職原抄と云ふと云ふ御うぬ
一權官と云奉の權の字かとと後も正友の助け手代り
なし何生の友とも事多き旅役所より權友兼人
も出來る事めうと知るべ

次官

大納言

武家の若年寄の如く又事を遣す
所の武家の奏者番の如一

大納言

相當正三位

所の武家の奏者番の如一

大政官の次官と號事と大臣と同トてサドをもばる
なり大臣は續くまよ官こもけせ職の前も記すゆ
かこの職にてうみと同一職の者と仰天子一下のを禁
セヤあげ上の侍を差下ふのぶ。古ニ此官ハ王者唯
古の官と云く昔モ正大納言四人あり其後ハ権友が次
第よ増く今権大納言十人を正大納言とし人を
を正大納言傳有

一中納言 相當從三位

一參議八人

武家の太日付の如一

此參議を學者の位とす。古ニ唐名を宰相と云まふ。
かく付て宰相とひづり言ふ。人多一役同の武家の
大員付せらる。相國の御事の如く。職事抄アホ高を
後人かく。誤りと參議ハ四位よりとも公卿なり。

一少納言

三人相當從五位下 武家の目付の如一

至モマウスカサ

是も大政官の判官（はんがん）とせうと云ひ前より行を通り
一友の世役（よしやく）から政人（せいじん）と云此サ歎（たん）きい之人（ひと）と云
侍従（じとく）を勤む役（わく）と役員（えきいん）の大政友（おほぢゆう）とせうと云々又
天子（てんし）の御印判（ごいんばん）と預（まか）す傳馬（でんま）と附（つき）る驛路（えきろ）の幹（幹）
も取（と）ふ事（こと）と

一外記（がいき）大

主典

是の大政官の主典（しゆでん）なりさぶらんと云ハ一友（よし）と承取筆
者（しやくしゃ）と云ひ云のづ猶（よ）々付随（ふずい）する者（もの）と云外記（がいき）と云
者（もの）と云ひ又のづ猶（よ）々付隨（ふずい）する者（もの）と云外記（がいき）と云
者（もの）と云ひ又のづ猶（よ）々付隨（ふズい）する者（もの）と云外記（がいき）と云

武家奥祐葉（むけいとうや）のめー

能く在（あつ）る若世役（よしやく）と大位の傳文（でんぶん）と天下（あひ）
はる外記（がいき）が書付て出（だ）て大役（おほやく）となり今の大外記
一人（ひとり）

一辨（べん）七人 左右大弁二人 左右中弁二人 左右少弁二人
判官 権弁一人 以上七人 武家の（ちやくめの）目付（めつけ）のめー

左右大辨（べん）二人 相當從四位上

此辨（べん）も大政友の判友（はんゆう）とせうと云ふ行を云
一官の世役（よしやく）と左大舜（さほしゆん）の役（わく）と下（くだ）る八省（はっしやう）
の四中務（しきそく）式部治部民部（しきしふくみんぶ）よりナ來（くわ）る事（こと）と清貞

其外諸司侍役六十人等國よりヤ來之事を達込
改官の大臣以下の役人へ被齋すゝと又右大蔵を
乞より下るゝ事八省之内兵部刑部大蔵寧内等
やまと車馬外諸司侍役六十人等國よりヤ來之事
情込大臣以下の役人へ被齋すゝと同ト。せ
されとも少効を以て六役之文才れま人を勤め
役をうき多外

天皇比溝近習の御用奉り宣旨の論旨と
天子の御外此矣友にて書も事之

左右中弁二人相當正五位上
中弁少弁乃武家の
左右少弁二人同正五位下
乃徒同付のれく

左右大史

左右大史
主典

武家の内用付致すのを役す。

坊主もすのれと
早毛大政友のうせこり弁友一附連ふ茅若こそも
すの外記と、^{あらわ}ひ弁へびひ弁方のことをあるを
大級に今も左大丈一人たり是と主生官務とひよ
ぬ今へむる傍の友位の事と子官務がちゆきと
是とて大政官の役人長官次官判官主典す

むちうく鈴^{スズ}鳴^{スル}有^リめ

此大史也下より史生二十人官掌四人ありうち大臣
又下判官（くわんがん）三十人（さんじん）官掌四人ありうち大臣
又下判官（くわんがん）三十人（さんじん）官掌四人ありうち大臣
又下判官（くわんがん）三十人（さんじん）官掌四人ありうち大臣
又下判官（くわんがん）三十人（さんじん）官掌四人ありうち大臣

大政官

長官大臣

およ云役人め
外の友をもそよなむ

左大史

長官	次官	判官	主典
太臣	中納	韓少納言	大納言
左大臣	中納言	外記	史記
太臣	中納言	大納言	外記

外。大金水至

一
八省 中務省 式部省 治部省 民部省
兵部省 刑部省 大藏省 宮内省
中務省 中宮職ノ内匠寮ニ至ルハ中務省の支配シ
是ハ省の事ニサヘ相當もするハ御所ノ事也中務省ハ宮内
の御定所ニ有ス云ハキ全未役所の事をテナ
卿一人 相當正四位上 武家の左側は用人の事
是ち中務卿ニ此卿ノ人取ヨリ之御乃
級用ハ列天官ニ近アリテ君の事ニモ古ニテ御乃
ト能致一寒の禮儀をゆけ事まも之の清判
をどみテ僕又以味を致一下の御仕事の事付候

君く投織ひり禁中東宮仕控女名帳本をも吟味
一様く大政友とて大臣ヨリ下付る事一ても以降致レ
大政友の大臣ヨリ之表をもり才勢者も親王卿ヲテ
諸事内証のみを吟味なまく之をもて國外約会
天下政事の為能きをも

大輔一人 相當正五位上

(之中務大輔ナリ)

少輔一人 同 従五位上

一八是中務サ輔ナリ大輔が補ちよ次友ナリ役員も

大少丞 大相當正六位下 少同從六位下

是中務大丞少役ナリ之へ一友の半語役ナリモト
人ちうりあよびを通す

大少錄 大相當正七位上 少同正八位上

是中務大錄中務サ錄ニミガリんもあよ記モ通す
考くせうと立合ひ侍ふサトモ付つ友於内ノ用ひシテ
勅ももり

侍從 八人 相當從五位下 武家の侍側虎の門

侍従と云者ハ天皇の御側アマツシマツより侍スル者也
事アマツを委スル付スルくそものアマツノアマツ閑アマツアマツと補スルひ能アマツむ役アマツ員アマツ
ちうくアマツ天子アマツへ隸スルすと仕スル役アマツをアマツおきくひら
云アマツすりを代スルハ侍スル役アマツの數アマツを定スル

内アマツ舍アマツ人アマツ九十人アマツ古アマツハ大アマツ廻アマツのアマツふアマツ魚アマツちアマツとアマツは安アマツよ成スルてアマツ役アマツ
是アマツと相アマツ當アマツすき友アマツと今アマツの侍スル役アマツの假スル事アマツよなれうけ
役アマツの行アマツ幸アマツの前後アマツを守スル役アマツ後アマツも役アマツ中アマツ替スル付スルてアマツ
大アマツ内アマツ記アマツ一人アマツ相當アマツ從スル六位上アマツ武家アマツ奥アマツ祐アマツ宗アマツのアマツお

大アマツ内アマツ記アマツ二人アマツ相当アマツ從スル六位上アマツ武家アマツ奥アマツ祐アマツ宗アマツのアマツお

太内記アマツ御前アマツの紀錄アマツの事アマツを役目アマツ
天皇編アマツ去アマツと書スルも役アマツ位記アマツにて諸アマツ人アマツ乃アマツ位アマツ
下アマツさアマツと傳スル文アマツ字アマツ外アマツ記アマツの去アマツ生アマツと葉アマツ考スル乃アマツ役アマツ
今アマツの菅原アマツ家の役アマツ

少内記二人

サぬ記アマツく是アマツも役アマツも太内記アマツと同アマツる

監物アマツ大

大監物アマツ小監物アマツ之母監物アマツの役アマツも法アマツの役所アマツの藏アマツ
れ物アマツを守スル入スルをもアマツ附スルには監物アマツ出スルえアマツかアマツ時アマツ

謫預りをもとめど

中宮職

中宮とは帝王の御妻を云く職とはまかうと云
せざらうるものありて役所を職と云之
太皇大后宮職と云者そり帝母の母祖母を云
なり又皇大后宮職と云ふと云ハ帝母の母母を
云ふ又皇后宮職と云ありそ希ミの侍女を云
きと何生すと云ふと云はせざらうるものナ宮職
と云ふ事也

大夫一人相當從四位下

大以一人をあげて四宮をあぐべー帝母の祖母乃時も
太皇大后宮大夫と云ふ者を皇后もそり准ずべー
故に大まの役ハ下級より上に階級を上
る者へ逐く役也

亮

相當從五位下

是を四字とみて云ふよト亮のひぞオホヒト
ナリ役目ハ大まと向

大進

相當從六位上

小進

相當從六位下

是と四宣^{トウケン}とうけてるトウケンとくに中宮大進才
まみをこ大進才トウジン才と刺友トシユとあるがとめく一吉
乃^ハ後役ハシメとまで^{ハシメ}せうひまちくハシメてみゆき

屬サムライ

小

是と四宣トウケンとうけてるトウケンとくに中宮乃大属

少属サムリをりと典タキと一吉才者トシユと

大舍人寮

大舍人オカヒと云無官ムクエンの人ヒト

大舍人寮

天皇カミノミコト行幸カミハシヨウの時トキ供フふも出ハシマた内裏ノボリの諸司ヨシ役

所トコロの大オの番ハシマをもどる侍マヂヒと寮カブシと太オ金人キンジン支配シハイの役所

代ハシマす

頭カミ

一人 相當從五位上

是大舍人の頭カミと大舍人役ハシマと出ハシマす又ハシマは番ハシマ

大オの役ハシマす才ハシマ國クニを役ハシマし引ハシマを取ハシマす

助

同正六位下

是大舍人の助ハシマと助ハシマの助ハシマと役員ハシマ

允ハシマ大オ 大同正七位下 少同從七位上

是大舍人大允大舍人少充也利支ハ一官の世説役改
人くあよせれ

属サブ 大相當從八位上 少同從八位下

是大舍人大属大舍人サ属くそくもひま考かう

圖書寮ヅトヨ

武家ムカシ乃ハお物もの奉行むけゆうニ告ごう

是房書ムロシヨウ大属サブを写うさせ禁キン中ナカにある法ハ去スル物モノを修理リョウヒ
代ダヘ加カクて書シ物モノ奉行ムケイすムと丸マル筆ヒツ墨モクなシる此ハ寮リョウ
主シテ據シテすスと案シタマと云ハひき殺人スルヒの毒ハラス会ハグ所シとシテて

頭カミ一人イチジン相當大舍人ムカシは回ハタハタすスル御メイ本ボンの時トキ新シ井イ

是圖書政ヅトヨ改ハシメて官カミす役ハタハタ役ハタハタを付ハタハタす役ハタハタ役ハタハタ

助

是家ムロシヤ出ハシメ助ハシメ助ハシメ政ハシメ役ハタハタ役ハタハタ

元

大

是房ムロシヨウ大属サブ少充ハシメ元ハシメ役ハタハタ役ハタハタ

属サブ

小

是房ムロシヨウ大属サブ少充ハシメ大属サブ少充ハシメ役ハタハタ役ハタハタ

内ム藏ラ寮ねう

御ム内ラ證カタ藏ラ也ハ

武家ムカシ乃ハ酒ビのれス

此ムロシヨウ藏ラ大

帝アシタ王ウ

中ムロシヨウ宮ウ

東ムロシヨウ宮ウ年ムロシヨウ中ムロシヨウ乃ハ

吳服を貯アマツヘ是よりキモミと縫歟メハシヨリヤクと確立
ありと此後アフタ是入金く其外以は是の金銀珠
玉下の称物締アラタニキ綴アラタニキ以下緒布エゾブを入金く清用よ
ましむれり

頭一人 相當圓出アマツトコト

是肉藏改アラタニキ之古の是入金く入金くおと支取す。既く

助

是肉花助アラタニキの堅カタの役ロケに改アラタニキよ

元

大

属アマツ大

縫殿寮

是肉藏大厚内アラタニキ花助アラタニキが厚く茅草アシガ也

縫殿寮

是肉藏大厚内アラタニキ花助アラタニキが厚く茅草アシガ也

助

是役を助かるの助よ回ー

元

小大

是役を大元は役をサ元と前のえよ回ー

属

小大

是役を大属は役をサ属とあの属よ回ー

陰陽寮

天文の事又ち日月度數れきすうを量り曆カレンを造る

事を役目とす

頭一人相當從五位下

助

大小

相當從六位上

是陰陽助の役を助の役目と回る

元

大小

同大小共從七位上

是陰陽大元は役をサ元と元の役よ回ー

属

大小

大相シヤウ者從八位下 小相當大初位上

是陰陽大属は役をサ属と一友の輩者と

内匠寮

武家の作事をよりの事と

是作事奉行所

頭一人 相當前の縫歟よ回一

是肉匠いばの小細工方の數いづ物師めの濤お方かをも

そうち下知さしき

助

是肉匠いば助すけこかみくま回一役わざ

元 大

是肉匠いば大元肉匠いばがえか元の役わざある回一

属

是肉匠いば大廈だい内うち少すくな居ゐ筆者ひじ

以上是と中勢省の被ひ故えとやて中勢省の

下しも知ち隸れい官かん

一式部省

大學寮だいがくりょう以下博士はくせきよると式部省の支配

式部しふと云いのそれつゝと云い文官ぶんかんの役わざと古い記

をめめ文ふみの役人わぎにんを今いま役所わぎしょを省くみ文ふみと文ふみ道ぢの實じ也

卿きよ 一人 相當從四位下

是式部しふをこそと親おやのする友とも文ふみの子この族

支配する所の事、をもとより下知も禁
中の禮儀のより奉臣の座席のよほを圖すと
大輔一人 相當正五位下
少輔一人 同 従五位下
是式郊大輔或殿少輔之大輔少輔ちよ助之僕
者咸る古ニ

大丞二人 相當中勢よ同一
少丞二人

是式郊大丞式郊少丞くせうの世役役ニ

錄

大

是式郊大輔式郊少輔之大輔少輔之大輔少輔

大學寮

大學寮へ傷者をあめさき一大料食料を給
マテ初心の若よ學るときせらひ所ニ

頭

二人 相當内匠ヨ同一

是大學改之初心の学文を老成捲も傳も著え
氣く改之

助

是大學助く歛も改と同一役

允 大

是大學大廈が廃る事ある

属 小

是大學大廈が廃る事ある

文章博士二人

是の紀傳道の掌者位も紀傳道と詩文
を主の事歷代の事と表す事と學問之文書等
士も内記を書き天子の仰せと云ふと役も

管家役も

明經博士一人 相當正六位下

明經博士に四書五經の書を表すと清原氏
中原の森もする学問なり

明法博士二人

是の本の律令の事を表して天下乃法とか
事と字よて律も書へ天下の科人を刑罰も
行ひやすれば式の書こ又令も書へ天下の法度を
の事と早と善と願うの書れ

算博士二人

是も一人天文地理の事より扱る事も學ぶ事
一人も常の主従の儀式を學ぶ事
以上是と式部省の被友トヤて皆式部省
はひトケラを號す友を

一治部省

雅樂宴とう諸陵宴は主として治部省の支配
此つらの人の筋同の事又人の多相続の事人入贈禮
の事多く祥陽にて同姓寔陽おのず喪禮の事又贈土より
來れる人の事又雅樂の事又傍尾の事

卿一人 相當式部二司

是治部卿にあふ記する事をすすめす長友

大輔一人

少輔一人

天皇代の傍陵の事ねをすりきる友

丞

大

是治部大輔にあふ事く判友の事

錄

大

是治部大輔にあふ事く判友の事

是治部大掾治教サ緑之革若

雅樂寮

此案ハリシク此樂の事トトナム。古ニ神樂、朗詠、歌舞、伎乐を云。諸樂を此案ミシテ古風也。

頭一人 相當大學子案よ同

是雅樂助之次女を改と同一役之

助一人

是雅樂助之次女を改と同一役之

允大

属大

是雅樂助之次女を改と同一役之

玄蕃寮

武家の寺社奉行

唐土より來る人の送り迎へ及馳走の事。昔ハ僧尼より來る者ニ以案テヤ立ヌ。又治部くナ上は仰くをされ候ては、修業ヨリ既成ニ僧尼ヨリ得ム。其ノ後又は玄蕃寮より出仕シ

頭一人相當な野獣よ因

此の書院は、古くは役とす。

助
一
人

是玄蕃助之

元
小

卷之三

走ふる萬々大原、之萬々サ原、之萬々老々

諸陵察

是も天子のまことに事又皇后又大臣此墓乃
事を役とすとまへ徳友喪葬の事とも下知す
あり每事十二月清化比徳陵荷前幣を立て
奉る事あり此事を助ける

頭一人相當右上回

助
人

是説復助之九二

先
小大

是諸陵大允サ允シ

属大

是諸陵太席サ參ニ一友の茅考シ

以上是毛治郊省の彼友トヤテ治郊省の
下知を齎シ友トシ

一民部省

主計案より主稅案を
民部省の支配ナリ

是民部省と民のつゝき有諸國のあ兵の數民は
役員トヤ付ナニ考有義を人を進メテハ諸國
あり納ム年貢ホの事トマニ道橋津渡溝池山

卿一人 相當

川穀譯諸國の田の事を下知シ

是民部卿ト有行トナリトをまわリトシは今も式
郊ツツ次ノム能キ友シ

大輔一人

少輔

一人

是民部大輔民欲ナ補ニモ助シ

丞

大

是民部大輔民欲ナ補ニモ助シ

録 小 大

生民部大縁民のサ縁をもぐりの筆者

主計寮

武家と勘定方の役人

諸國より納る年貢雜物を民部省の藏へ置く

大納戸官

頭一人

是主計寮と申す役を役員を勤める所

助二人

附書

頭乃助け

允

大
小

元の事前よりか

属

大
小

算者たり

算師

是主計算師と主計寮の諸國の年貢雜物を

算して納す所の筆者と申す勘定を勤める所

主税寮

武家と申すよりか

是主計算師と主計寮の諸國の年貢雜物を

算して納す所の筆者と申す勘定を勤める所

徳國の年貢米其外春くる米技お宋おちまく渡
都又も麺粉お清毛より出一入のすを役目と
する者なり

頭助允属算師

皆あく前より

以上是を民政省の役員と民政員と
下知を兼ねる者なり

一兵部省

ワモハツカナ隼人の司を支配する者

是も国外の武官の頭と機く武官の令を此司

支那と武具馬具城地烽火の事も是より
不知すを

卿一人 相當

是兵部卿の役員にあつて是も承認の役を
了友と承認の役すとへ八省の内中勢々式務を
此と統轄ゆき主ゆく主事ゆきよき古ニ

大輔一人 少輔一人 是助なり

判官の事前より

主典某若なり

丞

大小

主典某若なり

錄

隼人司

武家も少くなく
武徒の數も多く
ある

隼人司 武家ムシキのムシキ人ムシキ取徒ムシキのムシキれムシキす
此ムシキ司ムシキと云ムシキひ役ムシキ人のムシキ寺ムシキ会ムシキ所ムシキをムシキちムシキてムシキ察ムシキよムシキうムシキへムシキすムシキき
役ムシキ所ムシキに役ムシキ人ムシキも正ムシキと佑ムシキ令史ムシキとムシキもムシキうムシキくムシキ次ムシキ古ムシキへ
ちムシキきムシキ友ムシキのムシキ初ムシキ隼ムシキ十ムシキ人ムシキをムシキいムシキ花ムシキとムシキきムシキし武ムシキよムシキ大ムシキやムシキも
もムシキよムシキ心ムシキとムシキえムシキ神ムシキ代ムシキ火ムシキ酢ムシキ芥ムシキ命ムシキのムシキまムシキまムシキ洋ムシキ洋ムシキ洋ムシキ
考ムシキの名ムシキ下ムシキ古ムシキ此ムシキ隼ムシキ人ムシキ毎ムシキ年ムシキ代ムシキ本ムシキ國ムシキよムシキう
系ムシキ續ムシキ

天皇の御極みきの外ほかを守まつり大おほき勢ぜいのまま
仕むめよを仕むめ者ものを隼はやぶ人ひととす

正一入

相當正六位下

是隼人正之此隼人でいゆのはまき隼人を引早
下知にて仕合ひあり

かの隼人スズメノヒトが武ムサシを取ルる者モノも下シテか枝ハラシへやまき
考ハタチえむ者モノは行ハシく縁ハタケよ見ミて天アマニ皇スカイの御ミコト御ミコト
の所ハタケちゆ隼人スズメノヒトが横ヨコ刀タタキを常ルく手ハタハタに持ツちて腰ウエストを支シテて天アマニ皇スカイの御ミコト御ミコト
天アマニ皇スカイの御ミコト御ミコトあくらへ顎アゴを立タチて腰ウエストを支シテて

佑

是草人佑之佑も
何れの友ともせ活役之下の草

人ちを引退一せ候をすと

令史

相當大初位下

以上是も兵部省の役友ひえいゆうにて兵部省より
下知しらしを請うけふと

一刑部省

囚獄司しゆごくしを支配しはいすと

ウタサガルワキ

武家の町ま行ゆきの勘方かんぽうを又
盜賊火附改ぼうぞくひつけいのめー

此刑部省を刑罰けいばつの友ともし惡人あくじんの事をことを勘かんめ
て惡あくの性み質を定さだめ友とも下しみ作つく事ことを聞きく

卿

相當兵部じょうとう ひょうぶよ同どう一

是刑部けいぶ之の取とり役わく目めちよ往むかて何なにの友ともも同どう
乎お之のの將ま主ぬしよりて五ごの品ひんを定さだめあり

大輔一人 少輔一人 是助いそ

丞

小大

錄

是政いそする人ひとある事ことあり
是らぐりん草くさ考かう

大判事 一人

刑事の職を充要の輕重を考へ計りめすが事の元
と刑の名を定むる友にそれあはれ式の事あるを
御ゆる人を擇みて候ふと

中判事 一人

役目大刑事二四

小判事 二人

一ぜうこ刑友よゆれ

属

小

刑事の主従りん等事と

此下解部と云友ありナ犯人の事を傷う隨を
きのを因ひ極る友と

囚獄司

武家を率事行のめ

此支の極刑の者を獄舎に入まで守る所の者也
牢監を司り

正 一人

是囚獄正之の役目を勤む

佑

是囚獄正之の役目を勤む

令史

大

令史ハ二友の革若也

以上乞と刑部省の役友とて刑部へ候ひ
トかを尋ねる友也

一大藏省

織部

司を支配す。武家の納戻政の整

大蔵省の役吏民部省より使ひる様と又多く諸國

より納了布帛等の調物の事は六十六種乃は

織裏より多くを用ひ其物を其處へ納め奉て行

用は事と無くなればもとより一切下敷を

併促して納め奉らる。

卿一人 相當刑罰あり

是大蔵省の役吏と奉行役も

大輔一人

少輔一人 是助之

丞

錄

小大

織部司

織部司を掌り織物の事とまつて司めり又

税の深浅をもつて役とする事多く又諸國に

を織物をまること

正一人

ちの事を役として下敷をもつて

佑

令史

まちへ

以上是も大蔵省の下知を受取る所と

一宮内省

大膳より主水司を支配する

此處金子、諸金より納むる織物奉公等をせし入
り他よりも多額をか取る味物又お宝の冰のよ
をも役とすゆも内省の下より色々と有りて
捨て事を役とすゆも内省の下より色々と有りて

卿一人 相當大蔵は向

是等内々之役目へあつて

大輔一人 少輔一人 是助

丞 小大役目並よ向

錄

大膳職

職役所を云 武家より宿所院の數字下

此大膳ハ料理の事をまわらむと仕きてども其の清
潔よりかなりもしく大食の時臣下へは料理不き
可此事をまわらむ役

大夫一人 相當從四位下

是大膳おまこ役目ち右よりは膳部の役人あり芳

みあり

亮

相當從五位下

亮ちかうの助けく

進

大
小

大相當從六位下 少同正七位上

走ぜうこ利友へ一官の世伝役之

属

大
小

大相當正八位下 少同從八位上

走者タラシマツル

木工寮

タクミノウカサ

此案ハ山木を材木の手作業にて寒駄カタラを破ハグを作スルる事モノをもとめて木工ムジは車輌カジヤクをもとし其下は大工オガ

頭

一人

相當主計タケシキ二

ちよびす役目ヨウモトを勤メルる

助

大
元

役目ヨウモト二

算セン

師シ

是木工等モトノウヂの主計タケシキ役ヨウモトの下シ師シのみ

大炊オホヒラフ

寮ラウカサ

武家主ムジマツルの膳ラン所シテの勤メル方コト之

此案に主計寮より奉申候事而く大膳内膳等
うち奉つて役目之又臣下より端より樊也へもとく

頭一人 相當陰陽寮より

右の役目をまわらる

助 先 前より

業者あり

主殿寮

該案より天子清湯の事と可り又を油備端薪

炭をよりのすをまわり一又は清殿毎月度の掃除お

を下候き

頭一人 相當大炊より

右行すをより役ども

助 先 前より例のめ

役目改より

典藥寮

是も諸國又は畿内より薬園の事病を療治する

事又某種核オモリの事是より下の醫イ博士ヨシセ先生ヨシシキ師ヨシシキ
以下知り事を役ヨリと

頭一人 相當ヨリ右ヨリ

空アツより下アシを下アシ知シすシ改ハシメ是シ和氣ハジ丹波タケ乃ノニ
流フ傳ハシメすムク半井ハミ志シ母モト波ハシる森モリ家カ之シ

前マサニ野ハタケ

先マサニ助アシタ 大ヨリ 小ヨリ

属モン 大ヨリ 小ヨリ

日ヒ

掃部カモン 寮ラ

部カモン 寮ラ

頭カミ 二ニ

是シ弱ハシく劣ハシ物ハシ又ハシもハシくの大ハシ食ハシの時ハシ殿ハシ上ハシの掃ハシ除ハシの

みハシちハシ付ハシるハシ 一ハシ度ハシ大ハシ事ハシ一ハシ度ハシ除ハシすハシ

元マサニ 属モン 小ヨリ 大ヨリ

内ナカニ 屬モン 司タガ

是シハ天子スミの御ミ膳ゼンを御ミ一ハシ度ハシ所ハシ之シ

正一人

奉膳一人

是も内膳正内膳奉膳之職て天子乃内膳の
事を御加減を味ひ試してある役の臣

典膳

是ハ内膳典膳こそ利支政事人一友の世役役
令官

造酒司

是ハ主らの酒を造り出せ所の酒亦も此也

正一人

付すり摺て酒のすりを行す

是造酒正之古の役乃既と

佑

是を酒佑之役目あとのぬ

采女司

武家の留守居ちる者を

此采女も多い國より郡邑上の能くま美女
を擇みて天子よ奉るれり其儀承ち否くとも
女房じ古今と業するすよみやぢきすととむ

令史

是事者と

小町こまち小町こまちも出羽郡でそのぐん可べ小野吉実よしのざねも實じつうねりて空そら女め
ありありありあ

正一人

空そら女の支配きはいをもと

佑

令史ヨウジ

前まへおれ

主水司ツウスイ

まつまのまつまともうこ

正一人

ま水まくわを正月しょうがつせ義よあままのまの水みず又またお

家いえ計けいすすむ七種しちしゅの粥ゆの事ことを役えすすむ

佑

前まへのぬぬいいくく

令史ヨウジ

以上じょうじょうこと宮内くわい者の被ひ友ともと申しめて申しめて知しるる

を尋たずるるもと

是これもともとハ有あ并なハ有あ一ひともも友とも記き申しめす

一彈正臺

武家モトノミトモト是モト大オ目メ付カサ

此官シカツもシカツ儀イギ犯ハタハタ禮リ紙シをシ紙シもシ友ヨシもシ限ヘンもシそ
傳ツル國クニのシテ滋シス義イ行ハシマ禮リをシ而モ事モノ也ハ事モノ也ハ強ヤハ心ハの

役エキ人ヒトもシ合ハ所シもシと

尹ウニ一人ヒト相シマ當ドウ徒ト三位ミツ

是カミ彈タマ正メシマ尹ウニ之シテ多タマ、シテ私ワタシ之シテ任タマもシ友ヨシ之シテ役エキ月ツキ之シテ金カネもシ給タマもシ變シテ大オ友ヨシ之シテ馬カネ車カマツチおシ彈タマ正メシマ尹ウニより

大オホ弼ヒツ一人ヒト相シマ當ドウ從ツ四位ヨリ下シ

少スナイ弼ヒツ一人ヒト相シマ當ドウ正メシマ五ゴ位イ下シ同ドウ五ゴ十ジ貫ケン
古コトりシテもシ助シテ前マサニよシテ行ハシマうシテかシテ同ドウ一イ
忠マツリコトヒ大オ相シマ當ドウ正メシマ六ロク位イ上シ小コト同ドウ正メシマ六ロク位イ下シ
是カミ彈タマ正メシマ大オ大オ縁エヌサシタもシ刃カタマリ友ヨシ之シテ一イ友ヨシ之シテ引ハシマえシテ之シテ法ハセもシ役エキ之シテ
疏サク大オ大オ相シマ當ドウ正メシマ七セブン位イ上シ小コト同ドウ正メシマ八ハチ位イ上シ
是カミ前マサニのシテ革カヌ也ハ

一左京職

武家モトノミトモト町シタ奉ハシマ行ハシマ

ヒタシモトシタモトカサ

是京考ハリトの法司ハサケ之東ハツへ左京ハシマと云西ハタケの右京ハシマと云
左京職ハシマヒツも東ハシマの京舟ハシマボウのすとまつりすと右京職ハシマヒツ
西ハタケの京舟ハシマボウのすとまつりすと左西ハタケの京都ハシマの公事ハシマト訴
詒ハサカりすと支配ハシマキすと

大夫一人 相當從四位下

是左京大夫之吉ハシマヒツシキの役員ハシマエンを勤ハシマスル

亮ハサケ 大相當從五位下

是左京亮ハシマハサケ之長友ハシマナガタメの助ハシマシテ

進ハサケ 小大相當從六位下 少同正七位上

是友京大を左京ハシマが候ハシマシテゼうへ一友ハシマの豈候役政す
古ハシマを前ハシマすも

属ハシマ 大正八位下 少從八位上

是左京大を左京ハシマが厚ハシマくせ若ハシマなり

東市司

武家ハシマ町年寄ハシマシテの部ハシマ主ハシマシテ

是左京の附役ハシマヒツエキ之毎月上十日ハシマヒツエキの京舟ハシマボウと市
よまひをて此常ハシマドウの支ハシマシテをまつせざるをまつり
毎月帳ハシマヒツを帳ハシマシテを作ハシマスルて一通ハシマシテ大政官ハシマシテ一通
を左京職ハシマヒツへ一通ハシマシテ市又ハシマシテ省ハシマシテ又下ハシマシテ十五日ハシマヒツ

西お京乃市と毛利右京のあり西市司とあつひ
まろすと

正一人 桃齋正六位上

是市正とちよ代とみゆきをまわしと左京職子

付役を

佑

ちよ代と

是世活役

令史

大走葉考と

おみ辻土

右京職

是左京職と同一件事と

西市司

オイチ

是东市正と同一件事と

一東宮

當代の次ス御位とつせりよどまと春宮を
やはりと立坊節念とて是はと云をひて定め
らうと立坊と、嫡ふぶほ神御之先の太子の房
所を東宮とよす四時東より始まり万物生長
をもとあると云ふと又春の室と用ひよす事も

卷之三

甲の腰くわあすを仍いのちて秉壽めいしゅの二字にじ而でて
ぐくとくそまを束つかむももうこれききりきせ
せせざざまませせぬの役え人じんととあやの官かんよりよ大夫だいふ下げの
役え人じんを東宮とうぐう傍そばの友ともとといふ也や城じゆ知しへ

傳一人相當正四位上

傳トキちがくトキと後アフタく聖セイの信ジンみミは書シ乃ナめメト
又大政官オウジンカンよあらきアラキが大政大臣オウジンチバンと以ヨウふ御ミ一車イチザル
の善セイ勲カクをヲ蒙モウるまづマツ友チと申モウすムまゆマユを
あく大臣オウジンをヲ人ヒトをヲ亦モヤヤなま

卷之三

相當的從五位下

おまえさうちに太子が書いた事とおまえのほど

春宮坊

まちをも前すみ
坊よりあき乃山

大決一人

き事官は大丈の役目もあとの仰せとて
やかを波一トのアタマを上り役に就てお

相者從四位下

官中はより付る役に是より侍攝あり乃より
孫の大納言や御をよりへり候すよりまきるやう
早え事もあらむ者あり

權大夫

相當

役目空よ同一

亮一人

同

大主司同く坊主の事よりまわらもと

權亮一人

同

大進一人

少進一人

屬大

前より同

主膳監

監も司と同る役所

是もまたこの侍膳の事を役とする

林ふ仲の
肉膳のみ

正一人

相當從六位上

佑

前より同

今史

同

主殿署

署も司と同る役所

トノモノノツカサ

是も春宮附と禁中のき殿と掃除とも令を
くる役目なり

首オブト一人 相當

役目右より

並々考之

令史ヨウジ
主馬署シヨウ

是を東宮付廐の官と呼ぶ。東宮は若人林中内
めくを又东宮より付廐の侍を常刀と云ふ。又常刀
の形を常刀長と云ふ。長を先まと云ふ事の次
外に下林中の侍を瀬口と云院の侍を武
若所と云ふ。また下北面ともいふ。

首オブト一人 相當

役目左より

令史ヨウジ

一修理職

武家の小書清まわの數ある下

是も林中の傍殿の修理代を役とす。前ア
木工案あらう乞う。甲子と空疎裡所をうて

まひもく

大夫

相當

内裡御用作のものちまへすと備工以下
はるかに元禄の工も此下よ付し

權大夫 相當

役員右より

亮

相當從五位下

かみの助け

狀

相友

執事

進

算師

本阿彌

勘解由使

武家の勘定まゝの都

此友を諸官の勘りの間の勘定を閏役之役
乃解由み候とて諸々の勘定事は此司添狀をも
ふきん他友は役替をまくらゆもなうざと此勘定
内を武ふとも勘定改む

長官 一相當從四位下

古の子を勘定改む

次官 相當從五位下

助をり

判官

主典

前又同

一檢非違使

檢非違使の事の会所を廳と云

此友を供人み非違儀を考へ礼を官なり
彈正と大抵同一職之武家とし太日付と云役
科人をも追捕さするるをも役とす。然り乞ひ
強ひより後天長年中ヨ此友告來く神の御威

勢強くかの武家を皆職をふるを挙ぐを候
委々職原抄とぞとて後も左衛門右衛門つ
科人を追捕し事も彈正の元惡人の實者を犯
やも刑部の元惡人の程を考る事も左衛門右衛門
系中の作竹ちゆうとぞも皆檢非違使のまわす
折る事もまゆく彼の御手書き職との事

別當一人

中納言宰相の威る官れども左衛門督古屋
督左衛門督右衛門督つて事

佐二人

左衛つ控佐右衛つ控佐ゝる人は是る成たう是
廷尉佐と云ふ

蹕

是檢派達使尉之是也左衛つ大尉左衛つ少尉
此友をも通すと昌利友と云ひは友をりと源義經
をもは友よ成ゆく判友と云ふ

志

志も隊友と曰ふ者もこそも左衛つ少尉の事より

主理判官と云

府生

通す官承

大政官の下は史生と曰ふものこ是も左衛つ少尉の
府生と云ふ者と役

一藤原長者

藤氏長者と云ふ氏の内とも坐つてゐる人をりと
今よりは大政や關白と云ふ人も藤氏長者と

一源氏長者

是も源氏の内うちし官位くわいの第一だいいち多くは源氏のものと
則せん辨べん乎ご院いんの別べつ者しやく人じん者しゃく者しゃく也や

セウ
ガク
別當院學館

淳和院別當

和門另嘗
せきよ院後も院ちよ源氏の事ある所此方院乃
お齒へ源氏の元中の内も一の高齋の人別當
くらえ則此別當源氏は長者れども相院の時より
久我殿の事よ兩院の別當もすわゆ
くらえ作付
くらえ仕事に後小松院永徳三年正月十七日

一學館院別當

將軍義滿は傳あ等学は院の別當は作付られ
是より武家のね平の補せらる事なれど
學館院別當
是橋氏の長者に橋良のめとしや一ひまく友と
長考とすとし貞良の例のや橋氏の長考をよ
彼院の別當は作付と

一藏人所

嵯峨天皇の弘仁元年三月十日此處人所

を置きて、藏人所を藏人する人の事と云ふ。
別當頭二人、左大臣一人、是より下る
是藏人改めて一人を辨の方より成る。是を改めの
弁と云ふ。一人を中將とする人成る。是を改めの中將と
よ之以て四位役上人には役の武あると云ふ。
近習改めて古位の事とも云ひ古側と仕事と
或付す。まことに、まき役に掌間する人をも
ぬ役をもつて居たる事と云ふ。

五位藏人三人

此三位の藏人より改めて、まき役の事と云ふ。

六位藏人四人

是藏人改めて職事と云ふ役目。禁中の中の
近習改めて御内侍と云ふ。使用又云御使。是より下る
は役者。是れりと水桶也。下にまゆく六位藏人
の内に年少も改めて、侍前と云ふ。是を改めの正位と
云ふ。人をまき役す。まき役す。まき役す。まき役す。
是を改めの正位藏人より改めて、まき役す。

返すあち地下よりとる原高範り奇
位山ある。かがけ、のれまへ齋井の月よ

可くと申す。

友位ありて萬ゆき

是六位翁人トシノミコト五位よ紫モモイロ殿上ミツノミコトを下すよ

非藏人

是も六位の翁人の見ゆる。今世と此非翁人トシノミコトが
今死翁人トシノミコト後水尾院アフミツルイニより始り加茂日吉
祓翁社ハクミコトノミコト修スル禁中ミツノミコト公家元の
内用ナリを勅テレ今武ムサシより坊ボクと僧ソウよ

出納

是翁人所の出納マハく傳初ハヂも殿上ミツノミコトよ上アマすを下シタさ
すれり先ハシメ地ジ下シタと翁人トシノミコトも一方ツカの手ハタをまげす
上アマすを下シタと下シタ出ハシメ下シタ所シタを上アマへ納ハサムべ
乃役ハシメす

小舍人

是翁人所小舍人トシノミコトと是ハシメ出納ハサムの下シタを更
くハシメよ者ハシメとも取ハシメよと上アマすを下シタみをひこ

雜色

是彦人所の難色之是は古納小舍人ねども進ひ

才極よき者と之をかひる彦人うらす才極と

所衆

是彦人の所の充之清政事のあは殿上を殿上
み饋りやす。役。

一瀧口

清涼殿丑宮の方より所の名。

是も禁裏守護の侍の源賴朝公乃叫す
強食の武士を主へとて瀧口を勅めさせられ

之東籠は義元四年五月十日 勅宣ノヨリテ
小山千家三浦秩父伊東宇喜美後藤義正
之上ハ家の中ニ流奉之

一諸國

此國の守介様同まをもて受領と云ふ事
飲ふ來てやまと一ヶ國伊賀ありをも五度也
ゆき四度也爾のれり既く下國より中國
中より上國大國と稱すてお承せ

大國

大和 河内 伊勢 志歲 上總 下總 幸津

近江 上野 陸奥 越前 播磨 肥後

以上十三ヶ國 大國くわと呼よぶらんの勅官けきかんと或もう又

上園じょうえんと公こうづの通つうす

守

有權守 相當從五位上 武たけあの代しろ友とものや

右大國の内上総常陸上野じょうのを大守おほしゆとして親王しんのう乃
御みやままるよく此これより其そのの大守おほしゆの任にんをもも成なり

此こ三國さんくにの守しゆの相當さうとう正四位下よく事ことの大守おほしゆのまよ

介

有權从 相當正六位下

上総常陸上野じょうの等おなを大守おほしゆの國くにと从ともも從五

位いと外ほかのぬぬよよへ おおああききとと勤きんの役え月つきを守ます

ももああくくままととおお守まの勤きんの役え月つき一いつ國くにの神社じんじゃ
民みんの名な姓せい又また百姓ひやくしのまちひ拾あつ課役かくやくのううすす於お或もち
孝子こうし義夫ぎふ進すすむむああげげ僧人そうじん猶人ゆうじんの作さく役え貢物くわんものの食く
入いのの兵士ひょうし武具ぶぐ駕か傳だんするのの船渡馬牛ふね牛うし一いつ物もの
捨すいぬぬのの一いつ國くにの僧尼そうにの事ことを守ますす人ひとどとる
よよくく何な生なみみ乃の勤きんももよよ因いん—

曰 何れの國の歴を乞ふ

様

大

有權様 お島正七位下
有權少様 内 徒大位上

改革人つ官の世役之國の内を礼し利潤し文
藝よをも入候す失ひを考へ逝去をあらざる
を曰く何れの國の様も因すと

目

大

大相當役八位上 少相當役八位下

目も前との画ア筆考もあらずせむ
文書を考へ刑形たり失禮を考へ出一作
付られのら文を漢事を役とするかの國乃

古國

日本五六十下

日本國へ古國

山城 摂津 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐
相模 美濃 佐渡 加賀 丹波 但馬 国幡
讃岐 豊岡 越後 出雲 美作 委藝 備前
備中 佐波 周防 肥前 濱岐 阿波 伊豫
薩摩 兵沒 豊前 松後 下野 出羽 紀伊

守

有權守 相當從五位下

介様目

有權介

相當從六位上

有權様

曰 徒七位上

曰 徒八位下

中國

安房 吉狭 能毛 佐渡 丹後 石見 長門

吉佐 曲向 大隅 庐鹿

以上十一ヶ國之

守介

相當正六位下

掌上國の守よ同

曰

様目

曰 大初位下

曰

下國

和泉 伊賀 伊豆 志摩 龍崎 丹波

越後 東夷 鶴馬

以上九ヶ國之

守

相當從六位下

掌十國の守よ同

様

大同四年二月十九日改國より様を置外の下

國より分様を

目

相嘗サ初位上

右目引

陸奥出羽按察使府

元正天皇起居三年秋七月置之

按察使

陸奥守は相守比加よ此按察使を置てあ國の
事ち監査トシゆゑと府と按察使の居所を以

鎮守府

陸奥守は相守比加よ此按察使を置てあ國の
事ち監査トシゆゑと府と按察使の居所を以
れり。此は天平元年九月辛丑陸奥國の鎮守物奉
行四條下大序於立東人を作付する是往古將軍の
始より至臨より碑あり是臺の石碑と云源賴朝
公もあもみらむ。乃ひとてあすふをもぞらみ

かまくらへよ壹のハムと 是役の道筋城
あむる碑の邊に大野人達もうちの壹
れる碑也む

秋田城

是の陸奥出羽の間を有すあると云

介

是を出羽ゆる人以ゆき事と秋田城なり

太宰府

（そぞれ）

是を筑前國の三笠郡と太宰府を置きて
推古天皇の時より始まる。府主は役人を置く
西國中守の吳國の押と傳へらるる府とよむ
（別城の事）

帥

相當從三位

帥も長官之此役目を西ふ中置きの押と
前止て國の守職と同一すと是の親王を
多く供給する事多

權帥

武家の源氏新義おもて氏義清よしよき將軍まつぐんあづち補ほ
うれすゆれす亦よをなすな友とものの亦よすす友とものの内うち
清義よしよき將軍まつぐんあづち左色さいろ唐大から大だいねねはは達たつ左色さいろ唐大から大だいねね
ヨモよもかかるると是ぜをを取とりとりて左大さだねね大だい將まつもも上じ
之の左大さだねねもも大だいねねとと古古大だい將まつもも又また大だい將まつももて
一人ひとの聲こゑへ大だい將まつととけりけりりりすすああひひ別べつ大だい將まつをを唐からの
長官ながくわん

中なか將まつ 左ひだり 相あい當とう從つ四位よん下げ

是ぜ左さ色いろ唐から中なか大だいねね次つぎくまま事こととと次つぎ友とも

少すくな將まつ 相あい當とう正せい五ご位い下げ

是ぜ左さ色いろ唐から大だいねねととねねをを次つぎかかとと回まわ事ことの

職むらくくすすねねををとと往むかふふ人ひとををくくとと仕つかめめままくく

將まつ監かん

相あい當とう從つ六ろく位い上じ

是ぜ左さ色いろ唐から中なか例たと例たと是ぜをを取とりとりて

左さ色いろ唐から中なか是ぜをを取とりとりて

將まつ曹ざう

是ぜ左さ色いろ唐から中なか將まつとと是ぜをを取とりとりて

府ふ生せい

まちかく宿すあさま捨れまつりの宿すのか

外衛ゲイエイより古コトハシい望ムカシりあり峰カミツ天アマ山サン外ガイ
左右衛ザウエイつ府フ左サ兵ヒン衛エイ府フそソちチ左サ衛エイ衛エイと云ハタク或ハタク四ヨリ方カタ
今コトハシもモ此コトハシ也ヤ

一 左右衛門府
武家を主人總司ひ先手の勢と
南つ有りて禁門も守る所と東門も建
左衛門北陣と西も宜秋門右衛門の陣と空堀と
宮門と之の門の間開い下役人立と

督カミ
上人シヤンジン
相當シヤウダウ從ツウ四位下シラヌイサヘ

是左衛門督一人右衛門督一人之左衛門督ハ中納
人也。又右衛門督の室相も人也。まゝ人也。左衛門
方衛門督も右衛門督より檢札達役の別當もあつても
左衛門也。右衛門の事はもと嘗てかくへ
佐 一人 相當從五位上

權佐一人

是たる事の様な之此於佐ハ於北達候の佑より

尉セウ 大相當從六位下 少曰正七位上

是左吉周シラヨシクモの大少尉オザイエ此尉より檢査達役の尉イエ

尉セウの役目も前より

志サシ 大相當正八位下 少曰從八位上

是左吉周シラヨシクモの大少尉オザイエ

府生

是左吉周シラヨシクモの府生シロヒコ少府生より檢査達役府生

府生

五位四丁

左右兵衛府

武家ムカシ切手番カツテバン改名カイメイ人

兵衛府ヒガラフうち内ナカニの小門閣門コノミケンモンとを守ムツウすを役ハセ
此シテ下シタくシタ兵衛ヒガラを下シタ知シタスル閣ケンつツを守ムツウて番ハシマをさせ
出デス入スルのれを改シテ號シテ改シテ役ハシマを)

督カヤ一人 相當右より

是左吉周シラヨシクモ督カヤ一人ヒト之ヒト中納チホウ事相シヤウ或オ立タリ之ヒト
之ヒト二位ニイ之ヒト立タリ人ヒト但シテ此シテ左吉周シラヨシクモ督カヤ也ハ檢査達役ケンサダクエ之ヒト
の別カツ當カタマリ之ヒト之ヒト左吉周シラヨシクモたとシテ左吉周シラヨシクモ之ヒト左吉周シラヨシクモ

佐一人

權佐一人

志尉
大小大

志

是左ゆう御作一人空之翁よ同一
是やまと松原一人空と同り
ぢかしもが大が原ある有
たかと有大が先日り

一左右馬寮

是れ摶中さんちゆうの事ことなりなまこ。昔むかしは伊國いのくに
馬まを献上けんじょう。とぞも猶よ未みあとあと云いふ。す。

是約近のまくわよし
牛馬の牧あり牛牧よし
るて取書ひ御主とおお軍馬鞍等具のす
をもゆうす

頭一人相當從五位下

是左太馬歟一人之名のすをまひる政

權頭一人

是古者之修政也

助一人
元小大

相馬正六位下

も左官も助
も左ちる元
も左ちる元

一兵庫寮

是も武具の事一切入る庫を預る支うちもそも

まき残し

頭一人 相馬右二間

中の庫の事も支配する所なり

助
元小大

前日引
日 日

一外武官

武家に大坂番政の番甲も番柄のや

古より近南府南つ府兵閣府も在東久武安
とて五歳内をも役をそと内武の官とも將軍之
下をも五を園東園の御歎を征尋する者
備く置ゆきれど外武官も之

一鎮守府

前よりあくにす將軍居城を府とす

將軍一人 相當從五位上 武家と大番役のゆ
是鎮守府を武殿は兼量を人を擇てては友
よ作舟らるゝことを職之 聖武天皇天平元年
九月 大聖東人これ往る少年の船を船軍を告
官あり お陸奥のふと村の水大國ゆく國守計
ムテカク海うき風えよ相歎聲を有鎮守府連
猿澤の郡よ木を擇へてよ鎮守府をまかれて
ち後きよく原野義義家も此後も少年と

陸奥のふよ勅書もー

副將軍二人 相當

武家て番方組のあ取下

是鎮守副將軍之次友と同よ

相當正七位下

軍監

相當正七位下

是鎮守軍監と此度の判官と前よ同

軍曹

同 從八位上

僕仗二人

是は支代の僕仗と

前の府主と同一支仗を有する支代の武士

を擧てなまく

一征夷使

征夷使と云ふ者を威國より帝より歎き。若も羽都
と云々を朝敵を正治する代を征夷使とりより
征夷の二字に夷を征と儀く御のあれ心を上より
下を付く使を上の役なり

大將軍一人

征夷將軍のまゝも十二代景行天皇時代より

主ふは本武尊より始まり其次延暦十六年土自
坂上田村麻呂を以て征夷大將軍となしより
始ま。征東將軍と云ふ者乎始て大伴者称家持
ちよりね征夷將軍と號す將軍とあひて之を事よ
便りつて何者ぞ叛乳を起つて告來する時
院時武畧の謀を擧て征夷將軍或して征東
將軍を仰て終て事す征夷將軍を置まと
之より遷食源賴朝により始ま

八省

式中務
治部
民部
宮大刑
兵部
內藏部

彈正
解由使
臺
藏施防修齋齋鑄勘
非菜鳴理宮宮錢
人違院河城司寮
所使使使使

東主殿馬署署監坊官
春宮諸舍人書寮
齊兵左水主主諸玄雅內縫內大圖
右舍人書寮

非藏人
帶刀
藏人
主東主采造內織囚隼
西
諸司
四修左大諸齊
宮右職理京膳職院膳市水女酒膳部獄人司

五
五
五
五
五

主大掃典陰
右大寮也
殿炊部藥陽

右小寮也

左衛府
左右近衛門
左衛門

內膳別當
大學別當
大歌別當
樂所別當
內教坊別當
樂院別當

源氏長者
藤氏長者
橘氏長者

淳和院別當
笄学院別當
樂所別當
藏所別當
大學所別當

一位階

位の正も亦佐才本体と云ふ事無く心外に正の字を冠てはよむが古寧之秘傳の事也

正一位 従一位 正二位 従二位 正三位 従三位

以上六階此三位以上を公卿と云也

正四位上 正四位下 従四位上 従四位下 正五位上 正五位下

従五位上 従五位下

以上八階 従五位下より成るを叙焉と云也

正六位上 正六位下 従六位上 従六位下 正七位上 正七位下

従七位上 従七位下 正八位上 正八位下 従八位上 従八位下
大初位上 大初位下 少初位上 少初位下
以上十六階

是を位階合て三十階也 但其位名を年叙と云ふ
官も任すと云位も叙すといふ

目賀田守 蔭著

明治二己巳晚冬新鑄

東京書林

横山町三町目

和泉屋金右衛門

四十一

